

令和2年4月

移動支援事業 ガイドライン

宇都宮市障がい福祉課

目次

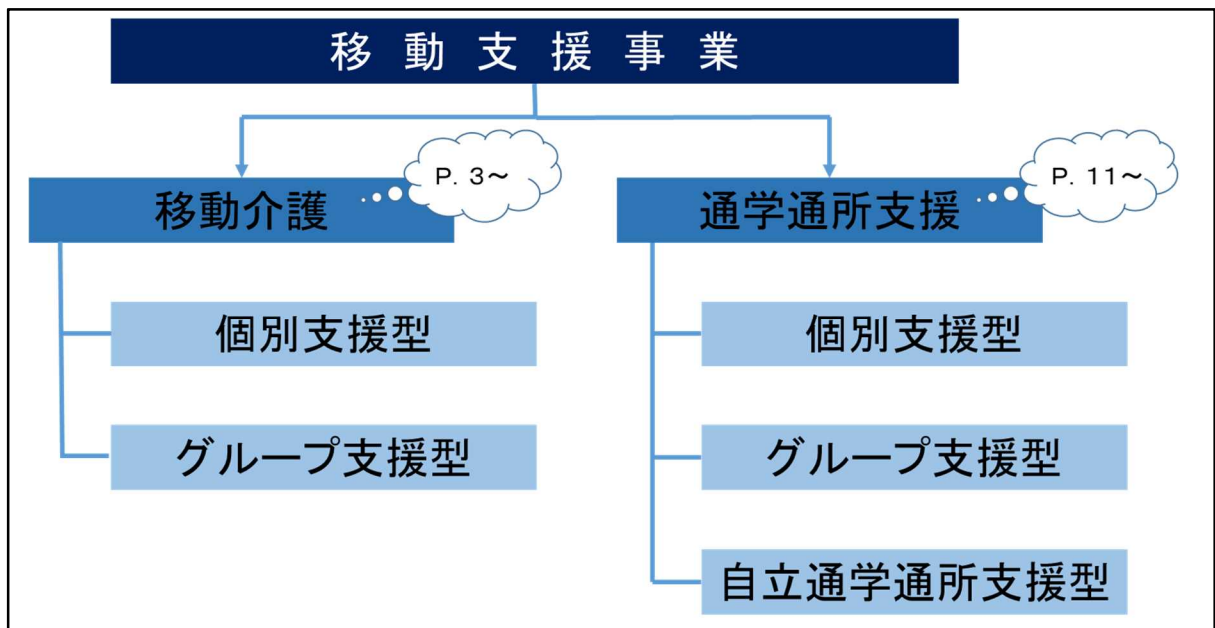
【移動介護】

1	目的・内容	3
2	対象者	4
3	実施方法・内容	5
4	対象となる外出の範囲	6
5	外出目的として認められないもの	7
6	外出目的として例外的に認めるもの	8
7	二人体制による介護	9
8	身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断基準	9
9	利用者負担等	10
10	単価表等	10

【通学通所支援】

1	目的・内容	11
2	対象者及び対象要件	11
3	実施方法	11
4	サービス内容	13
5	利用者負担等	14
6	報酬単価	14

【宇都宮市移動支援事業概要図】



移動介護

1 目的・内容

障がいのために単独での外出の際に移動等の支援が必要な者（児）に対して、移動支援事業を提供します。

具体的には、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に必要な移動の介護又は付き添いであって、原則として1日の範囲内で用務を終えるものを対象としています。ただし、障がい福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護等）の利用が優先されます。

2 対象者

移動支援事業の対象者は、原則として、宇都宮市内に居住地を有する者で、外出等に支援が必要と市長が認めた者

障がい種別	対 象 要 件
身体障がい者（児） （難病患者等を含む）	<p>次のいずれかに該当し、「社会生活上必要不可欠な外出^{※1}」及び「社会参加のための外出^{※2}」の支援が必要と認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全身性障がい 身体障がい者手帳の交付を受けていて、肢体不自由の程度が身体障がい者手帳1級に該当し、四肢のうち両下肢を含む三肢以上に障がいを有する者 ○ 視覚障がい 身体障がい者手帳の交付を受けていて、身体障がい者手帳1・2級の該当者
知的障がい者（児）	<p>次に該当し、「社会生活上必要不可欠な外出^{※1}」及び「社会参加のための外出^{※2}」の支援が必要と認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療育手帳の交付を受けている知的障がい者又は、療育手帳を有しないが、知的障がいの診断を受けた者
精神障がい者（児）	<p>次に該当し、「社会生活上必要不可欠な外出^{※1}」及び「社会参加のための外出^{※2}」の支援が必要と認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者又は、精神障がいを事由とする年金（国民年金、厚生年金）受給者や自立支援医療（精神通院医療）受給者、主治医の診断書のある人

※ ただし、重度訪問介護・重度障がい者等包括支援・同行援護を支給決定された者を除きます。

《留意点》

※1 「社会生活上必要不可欠な外出」とは、市役所等公共機関での手続き、生活必需品（食材料の購入を除く。）の購入等の外出

【ただし、通勤及び通所施設や小規模作業所、保育園、学校等への送迎、営業活動等に係る外出を除く。】

※2 「社会参加のための外出」とは、市役所等の公共機関への外出、福祉大会等への参加等、スポーツ・文化施設・公園などへの外出

【ただし、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出を除く。】

○障がい児の対象要件

	未就学児	小学生	中学生	高校生
対象可否	△	△	○	○

※ 未就学児・小学生については、保護者の同伴を条件に、障がい児の余暇活動等を目的とした利用について、移動介護の利用を認めます。

《保護者が付き添うものの、介護者が必要な場合の例》

- ・ 保護者が障がいのある児童1名、障がいのない児童1名を連れて外出する際に、障がいのある児童の介護を十分にできないことから、介護補助してもらう場合
- ・ 保護者が障がいのある児童1名と外出する際に、その児童が多動性・衝動性や他害行為等があり、保護者一人での付き添いが困難である場合

3 実施方法・内容

利用者からの申請に基づき、市はその必要性を勘案した上で支給決定を行います。利用者は、支給決定内容の範囲内で本市と委託契約を締結している事業者と契約を行い、事業者は要請があれば必要に応じて支援を行います。

また、本市においては、『個別支援型』及び『グループ支援型』を実施しています。

(1) 個別支援型

1名の利用者に対して、1名のヘルパーがマンツーマンで支援を行うもの

(2) グループ支援型

複数名の利用者に対して、1名のヘルパーが複数名の利用者支援を行うもの

- ・ 支援の内容は、「社会生活上必要不可欠な外出」又は「余暇活動等社会参加のための外出」を行う際の、移動中及び目的地における身体介護・安全確保等です。
- ・ 移動支援事業は原則として、1日の範囲内で用務を終えることが可能なものに限り、また、『居宅⇒目的地⇒居宅』の一連の行為が移動支援事業の対象となりますが、一連の行為の中で、居宅から目的地（目的地から居宅）の支援を家族等が行う場合については、片道または目的地のみの支援であっても、移動支援事業の対象となります。
- ・ 移動の方法としては、原則として徒歩又は公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用するものですが、やむを得ず車を利用する場合で、介護者が車を運転している場合は、障がい者（児）を介護することができないので、その間は移動支援事業として認められません。

〔要介護者等の輸送については、道路運送法上の登録・許可が必要です。具体的には、道路運送法に基づく福祉有償運送や一般乗用旅客自動車運送事業がこれに該当します。〕

4 対象となる外出の範囲

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

- ① 官公署や金融機関における諸手続き
障がい福祉サービスで対応できない場合の官公署での諸手続き，金融機関における諸手続きに係る外出
- ② 今後の生活において必要な手続きであり，目的達成後に継続性のないもの
学校や施設の見学や利用の手続き，入学手続き，会社への就職説明会等
- ③ 個人の嗜好による買物等
買物（衣類・雑貨・本・CD等），各種団体の行事や会合等
※ 買物について，日常生活に必要不可欠なものをヘルパーに購入してきてもらうことは，障がい福祉サービス（家事援助）の対象となります。
- ④ 地域生活に欠かせないと判断できるもの
地域の自治会，婦人会，子ども会への参加等
- ⑤ 社会生活一般で考えられる付き合いのための外出
冠婚葬祭への出席，お見舞い等

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

- ① 自己啓発や教養を高めるもの
講演会，博覧会や文化教養講座等の趣味的な要素のものを含め，自分自身の教養を高め，見聞を広げることを目的とした外出
- ② 体力増強や健康増進を図るもの
トレーニングジムやプール等，施設や器具等を利用して運動することで健康の維持を図るなど，身体を動かすことを目的とした外出
- ③ 生活の内容・質の充実・向上を高めるもの
レクリエーション，映画鑑賞，観劇，コンサート等
※ 通年かつ長期に渡るものは対象外となります。

5 外出目的として認められないもの

(1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

会社通勤や訪問販売等のセールス活動，謝礼を伴う講演会の講師などの経済活動に係る外出

(2) 通年かつ長期にわたる外出

通年とは，1年を通してその用務のための外出支援が定期的に必要な場合をいいます。長期とは，一定期間以上継続する場合をいい，一定期間とは，概ね1か月を超える期間をいいます。以下に該当するものについては，原則として移動支援事業の対象として認められません。

① 学校（保育所，幼稚園，特別支援学校，小学校，中学校，高等学校，大学）への通学・通園または障がい者（児）入所・通所施設等への通所

※ 『通学通所支援』の対象要件を満たすものを除きます。

② 学校に準ずるものとして，各種専門学校・職業訓練校，その他として，週単位・月単位で利用日が定められて利用を行うもので，終了が長期にわたるもの，または終了見込が明確でないもの

③ 医療機関及びこれに準じるものへの通院に係るもの（基本的に障がい福祉サービス（通院等介助等）で対応）

④ グループホームから施設・会社等への送迎

※ グループホームは，自宅同様の日常生活であり，日常生活の場から施設や会社等へ通うことは通年かつ長期的な外出となり，移動支援事業の対象となりません。

(3) 社会通念上，適当ではない外出

① 宗教活動

布教活動や勧誘等の活動は移動支援事業の対象となりません。ただし，冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加や一般的に行われる宗教行事（初詣・お宮参り・法事・クリスマスイベント等）として，共通の認識で行われるものは認められます。

② 政治活動

基本的には認められません。ただし，投票の参考にするために演説を聞きに行くことや，投票所への送迎は認められます。なお，児童の場合は移動支援事業の対象となりません。

- ③ 賭博性の高い又は可能性を秘めた遊技（換金等を行うもの等）を目的とする場所
違法性があるもの及び違法性はないものの換金等が行われ、金銭収受が生まれる
と予測されるもの（パチンコ屋、競馬・競輪等の公営ギャンブル場等）については、
移動支援事業の対象となりません。
- ④ 風俗営業等を行う店舗
風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に規定する店舗またはこれ
に準ずるもの（接待飲食等営業を行う店舗、麻雀荘、ゲームセンター、風俗店等）
への外出については、移動支援事業の対象となりません。
- ⑤ 公序良俗に反することを目的とするもの
- ⑥ その他
上記のほか、社会通念上適当でないと判断される場所への移動は対象外となりま
す。

7 二人体制による介護

移動支援事業は原則として、障がい者（児）と介護者がマンツーマンで行うものですが、障がい者（児）の身体状況や行動障がい等を勘案し、一人の介護者で支援することが困難である場合は、二人の介護者による支援が可能です。

二人の介護者（二人体制）による支援の要件は、二人の介護者により移動支援を行うことについて、利用者または保護者の同意を得ている場合であって、下記のいずれかに該当する場合とします。（二人体制の支給決定については、市が聞き取り調査等を実施し、個別に判断します。）

- ・ 障がい者（児）の身体的理由により、一人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ・ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等があり、一人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ・ その他、障がい者等の状況から判断して、二人体制による介護が必要と認められる場合

例として、

- ・ 利用者の体が大きく、排せつ介助に単独での介護が困難
- ・ 利用者の多動が激しく、一人では制御できない
- ・ 利用者に他害行為があり、一人では制御できない

等

8 身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断基準

「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の決定については、市が聞き取り調査を実施し、個別に判断します。

(1) 身体介護を伴う場合

移動支援事業を提供する時間内に、食事行為又は排泄行為に介護者の支援を必要とする場合

(2) 身体介護を伴わない場合

移動支援事業を提供する時間内に、食事行為又は排泄行為に介護者の支援を必要としない場合

9 利用者負担等

【利用者負担金及び負担上限月額】

区分	世帯の収入状況	利用者負担金	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯		
一般1	市町村民税課税世帯(市民税所得割28万未満)	基準単価の1割	4,600円
	障がい児		9,300円
	市町村民税課税世帯(市民税所得割16万未満)		37,200円
一般2	市町村民税課税世帯(上記, 一般1以外)		

◎ひと月に利用したサービス量にかかわらず、負担上限月額以上の負担はありません。

10 単価表等

○個別支援型【基本単価及び利用者負担額表（昼間時間帯）】

	基本単価	利用者負担額	基本単価	利用者負担額
時間数	区分A（身体介護を伴う）		区分B（身体介護を伴わない）	
～30分	2,300	230	800	80
～1時間	4,000	400	1,500	150
～1時間30分	5,800	580	2,250	225
～2時間	6,550	655	2,950	295
～2時間30分	7,300	730	3,650	365
～3時間	8,050	805	4,350	435
以後30分毎に	700	70	700	70

○グループ支援型【基本単価及び利用者負担額表（昼間時間帯）】

	基本単価	利用者負担額	基本単価	利用者負担額
時間数	区分A（身体介護を伴う）		区分B（身体介護を伴わない）	
～30分	1,610	161	560	56
～1時間	2,800	280	1,050	105
～1時間30分	4,060	406	1,580	158
～2時間	4,590	459	2,070	207
～2時間30分	5,110	511	2,560	256
～3時間	5,640	564	3,050	305
以後30分毎に	490	49	490	49

◎上記のほか、夜間・早朝加算（18：00～22：00・6：00～8：00 100分の25）、深夜加算（22：00～6：00 100分の50）を設けています。

通学通所支援

1 目的・内容

ひとり親世帯等における介護者の負担軽減や就労支援を目的に、単独での通学通所が困難な障がい者（児）に対し、移動支援事業を提供します。

2 対象者及び対象要件

(1) 対象者

移動介護の対象者（P.4 参照）と同様

ただし、障がい児の対象要件は下記のとおりとする。

	未就学児	小学生	中学生	高校生
対象可否	○	○	○	○

※ なお、下記の「(2) 対象要件⑤」につき、保護者の同伴を条件に認めます。
(保育園、幼稚園への利用も可とする。)

(2) 対象要件

次の①から⑧までのいずれかに該当する場合における自宅から通学バス又は通所バスの停留所（通学又は通所バスを利用することができない状況である場合にあっては、通学先又は通所先）までの利用に限る。ただし、下記⑦の対象要件については、対象要件に該当する以前の交通方法で支援を行っても差し支えない。

- ① 主たる介護者が長期にわたり入院、若しくは通院を要する場合又は慢性疾患である場合
- ② 主たる介護者が高齢のために本人の移動中の介護をすることができない場合
- ③ 本人以外の家族の通学又は通所の時間と重複するため、主たる介護者が本人の移動中の介護をすることができない場合
- ④ 主たる介護者が本人以外の家族の介護等を優先せざるを得ない場合
- ⑤ 強度の行動障がいや医療的ケアがあり、主たる介護者1人では移動中の介護をすることができない場合
- ⑥ ひとり親家庭等の世帯で主たる介護者が生計維持のために就労しており、本人の移動中の介護をすることができない場合
- ⑦ 【例外的・限定的に認める要件】主たる介護者が急なけがや入院等の理由により、緊急で本人の移動中の介護が(※一定期間)できない場合

※一定期間とは、概ね3か月間程度まで。

また、⑦に該当する場合、本市へ医師の診断書や母子手帳等の提出が必要となります。

- ⑧ その他市長が認める場合

3 実施方法

通学通所支援のサービス提供形態

(1) 個別支援型

1名の利用者に対して、1名のヘルパーがマンツーマンで支援を行うもの

(2) グループ支援型

複数名の利用者に対して、1名のヘルパーが複数名の利用者支援を行うもの

(3) 自立通学通所支援型

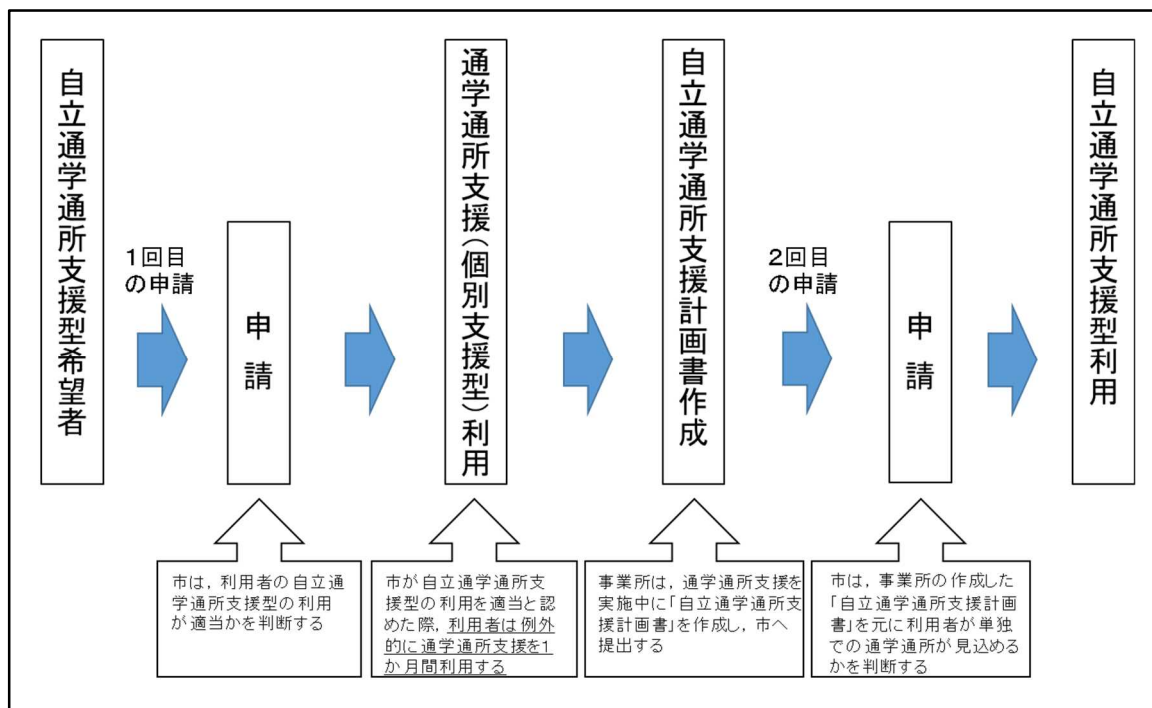
軽度の知的障がい等により、一定期間（6か月以内）、集中的な働きかけによって自力での通学通所が見込める者に対して、1名のヘルパーがマンツーマンで支援を行うもの

① 対象者

自立通学通所支援型の利用を希望し、利用後6か月以内に自力での通学通所が見込めるもの

② 利用までの流れ

自立通学通所支援型の利用までの流れは、以下のとおりです。



※「自立通学通所支援型」の利用期間は6か月間とし、概ね3か月ごとに検証を実施します。

4 サービス内容

通学通所支援の支給対象として認められる利用範囲については、以下のとおりです。

(1) 通学

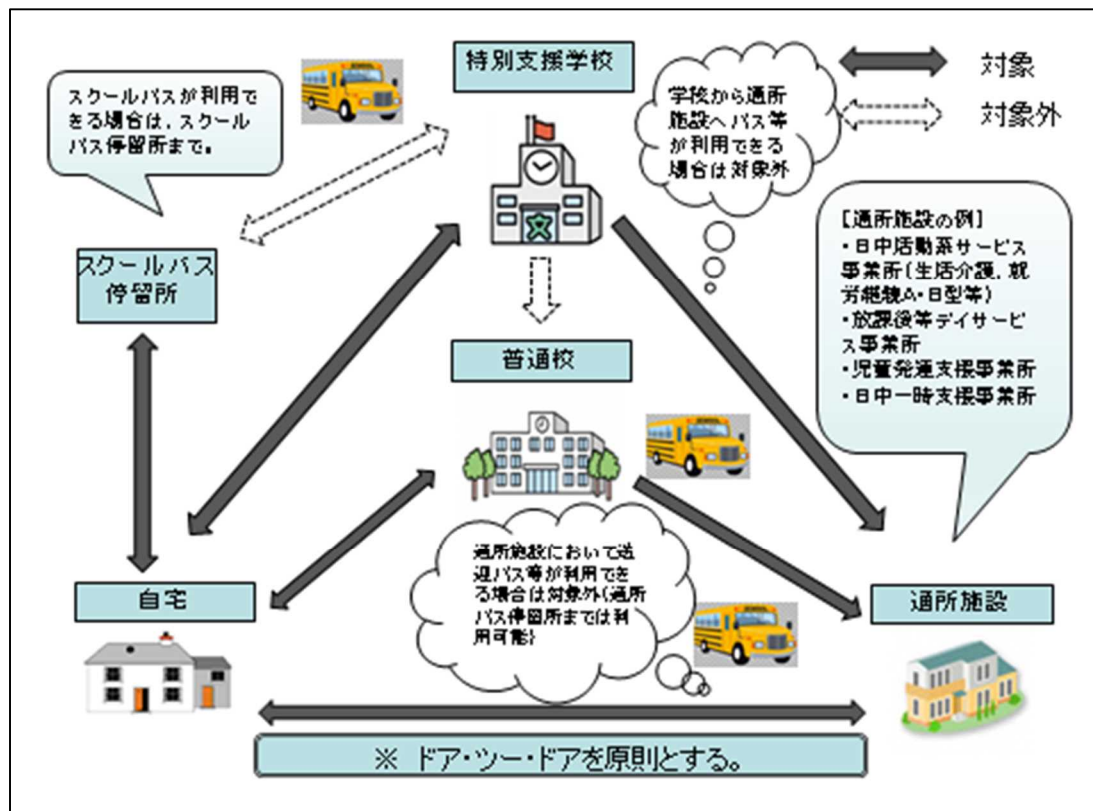
特別支援学校，普通学校の特別支援学級（登校・下校）

※原則として市内に限ります。また，スクールバスが運行されている場合スクールバス停留所までです。

(2) 通所

- ・日中活動系サービス事業所（生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，地域活動支援センター）への通所
- ・放課後等デイサービス事業所への通所
- ・児童発達支援事業所への通所
- ・福祉型児童発達支援センター，医療型児童発達支援センターへの通所
- ・日中一時支援事業所への通所

※原則として市内に限ります。また，通所バスが運行されている場合は通所バス停留所までです。



5 利用者負担等

移動介護の利用者負担等（P. 10 参照）と同様

6 報酬単価

【基本単価及び利用者負担額表（個別支援型，グループ支援型）】

	基本単価	利用者負担額	基本単価	利用者負担額
時間数	個別支援型		グループ支援型	
～30分	1,550	155	1,090	109
～1時間	2,750	275	1,930	193
～1時間30分	4,050	405	2,840	284

【基本単価及び利用者負担額表（自立通学通所支援型）】

	基本単価	利用者負担額
時間数	自立通学通所支援型	
～30分	2,050	205
～1時間	3,750	375
～1時間30分	5,550	555